

●定期報告対象建築物及び特定建築設備等の報告時期

建築物

対象用途		報告 周期	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	学校(附属する体育館を含む)	3年								
2	劇場、映画館又は演芸場	2年								
3	観覧場(屋外觀覧場は除く)、公会堂又は集会場	2年								
4	病院、有床診療所	2年								
5	児童福祉施設等	2年								
6	共同住宅等(共同住宅又は寄宿舎でサービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	2年								
7	百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	2年								
8	旅館、ホテル	2年								
9	体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	3年								
10	博物館、美術館、図書館	3年								
11	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	2年								
12	事務所	3年								

 報告時期

特定建築設備等

対象用途		報告 周期	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	昇降機	1年								
2	昇降機以外の建築設備	1年								
3	防火設備	1年								
4	準用工作物	1年								

 報告時期